

第27回

離島振興市町村議会議長

全国大会

と き 平成20年11月18日

と ころ グランドアーク半蔵門（富士東の間）

全国離島振興市町村議会議長会

目 次

大会次第	1
宣 言	2
決 議	4
要 望 事 項	
第 1 離島振興関係事業の促進強化	7
第 2 離島市町村財政の充実強化	9
第 3 離島医療対策の充実強化	11
第 4 離島の介護保険制度の充実強化	13
第 5 離島の交通・通信対策の強化	14
第 6 離島の教育・文化施設の整備促進	18
第 7 離島の生活環境等の改善強化	19
第 8 離島の防災対策等の強化	21
第 9 離島の農林漁業等振興対策の強化	22
第 10 奄美群島・小笠原諸島の 振興開発特別措置法の延長	24

第27回離島振興市町村議会議長全国大会

次 第

と き 平成20年11月18日(火)

午後1時00分開会

ところ グランドアーク半蔵門4階

「富士東の間」

- 1 開会のことば
- 2 会長あいさつ
- 3 宣 言
- 4 来賓祝辞
- 5 議長団選出
- 6 議 事
 - (1) 要 望
 - (2) 決 議
 - (3) 実行運動方法
- 7 ガンバローコール
- 8 閉会のことば

宣 言

我が国の離島市町村は、これまで離島振興計画に基づき、各種施策を強力に展開してきたが、依然として医療や教育、高度情報化等の面において本土との格差が著しく見られ、さらには燃油価格の高騰や少子・高齢化等への対応も迫られている。

一方、離島市町村は、離島振興法及び海洋基本法の規定により、我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の開発利用、自然環境の保全等の面でその果たす国家的役割は一層重要になっている。

我々離島市町村は、このような現状と重要性を踏まえ、離島の自立的発展を促進し、離島住民の生活の安定と福祉の向上を図り、あわせて国民経済の発展及び国民の利益の増進に寄与することは極めて重要な課題であると考えている。

よって、政府・国会は、離島をとりまく特殊事情を直視し、それぞれの離島の特性に応じた離島振興の諸施策を強力

かつ着実に展開すべきである。

われわれ離島市町村議会人もまた、個性豊かで活力ある島づくりの実現をめざし、決意を新たにさらに精進することをここに誓う。

以上、宣言する。

平成20年11月18日

第27回離島振興市町村議会議長

全 国 大 会

決 議

- 1 離島振興関係事業の促進強化を期する
- 1 離島市町村財政の充実強化を期する
- 1 離島医療対策の充実強化を期する
- 1 離島の介護保険制度の充実強化を期する
- 1 離島の交通・通信対策の強化を期する
- 1 離島の教育・文化施設の整備促進を期する
- 1 離島の生活環境等の改善強化を期する
- 1 離島の防災対策等の強化を期する
- 1 離島の農林漁業等振興対策の強化を期する
- 1 奄美群島・小笠原諸島の振興開発特別措置法の延長を期する

以上、決議する。

平成20年11月18日

第27回離島振興市町村議会議長
全 国 大 会

要

望

第 1 離島振興関係事業の促進強化

1 「離島振興計画」の実施

「離島振興計画」に基づく諸施策を迅速かつ強力に実施するため、財政措置を充実すること。

また、「離島振興法」に盛り込まれた各種配慮規定、特に農地法、自然公園法等に係る配慮規定の運用にあたっては、その趣旨を十分に踏まえ、離島振興計画に基づく事業について必要に応じ実施可能となるよう、弾力的な措置を講じること。

2 「海洋基本計画」の実施

「海洋基本計画」に基づき、住民の離島定住がわが国の領海及び排他的経済水域の保全等に不可欠であるとの観点から、離島における各種生活基盤の整備を積極的に推進すること。

3 離島振興関係公共事業の促進

離島の地理的及び自然的特性を生かした振興を図るため、離島振興関係公共事業の所要額を確保すること。

4 離島振興特別事業の拡大

離島の産業再生を強力に促進するため、産地加工の推進、個人

客のための体験滞在型観光の推進、産業再生に向けた基盤・組織づくり等体制強化に関する政策を積極的に推進すること。

5 離島の道路等整備

- (1) 新たな社会資本整備重点計画の策定に当たっては、離島地域の振興・活性化の基盤としての道路整備事業を促進するとともに、主要地方道を国道に昇格すること。
- (2) 離島の隔絶性の解消と生活圏の広域化を図るため、離島と本土並びに離島相互間の架橋建設事業を積極的に推進すること。

6 離島港湾の整備

資源の安定供給、地域の産業振興、海上交通の安全性の向上等の見地から港湾の整備を一層強化すること。

第2 離島市町村財政の充実強化

1 地方交付税の確保

- (1) 地方交付税の財源保障機能及び財政調整機能に則り、地方財政計画に離島市町村の財政需要を適切に反映させ、地方交付税の総額を復元・増額すること。
- (2) 離島市町村に対する地方交付税の傾斜配分を拡充強化するとともに、段階補正についてはこれ以上の縮減は行わないこと。
- (3) 離島の航路・空路及び高料金水道運営対策等のための特別交付税の拡充強化を図ること。

2 海域の自治体面積への算入について

地方交付税の算定に当たっては、現在琵琶湖など本土の湖沼を取り巻く自治体面積の算定に含まれており、同内水面面積を含めて交付税が算定されていることから、1島単独離島市町村の基礎的・海域面積をはじめ、多島1市町村及び離島を有する本土市町村の自治体面積に海域面積を加えること。

3 地方債の改善等

過疎対策事業債及び辺地対策事業債の所要額を確保するとともに、起債対象事業の適用範囲を拡大すること。

4 過疎地域自立促進特別措置法の制定について

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は、平成22年3月末をもって失効することになるが、総合的かつ抜本的な過疎対策を講じ、過疎地域の振興が図られるよう、新たな過疎対策法を制定すること。

第3 離島医療対策の充実強化

1 離島保健医療の改善

- (1) 離島の保健医療の改善を図るため、「第10次へき地保健医療計画」に基づき、医師・医療従事者の確保、情報通信技術の活用、救急医療の充実等へき地保健医療対策を一層推進すること。
- (2) 「第10次へき地保健医療計画」に盛り込まれた「へき地医療支援機構」の強化及び当該事業に係る財政措置等を拡充強化すること。
- (3) 離島の地域特性にかんがみ、保健、予防活動並びに医師の診断、治療等を支援するため、画像電送等による医療情報システムを積極的に導入すること。

2 離島医療機関の運営対策

- (1) 離島公的医療機関の経営健全化対策を強化するため、施設整備及び運営に対する財政措置を拡充強化すること。
- (2) 離島民間医療機関については、離島の特殊事情を考慮し、機械器具等初年度開設費を含む経営に係る融資・税対策等について特別優遇措置を講じること。

3 救急医療対策の強化

離島における救急患者の輸送に迅速に対応するため、患者輸送車（艇）、ドクターヘリ等緊急輸送体制の整備を積極的に進めると。

4 専門医療対策の強化

歯科、眼科、耳鼻科、小児科等の専門医の定期的な派遣と巡回診療の強化並びに予防医療強化のため、保健師の増員対策等の措置を積極的に講じること。

第4 離島の介護保険制度の充実強化

1 介護サービス基盤の整備

- (1) 離島における介護保険制度を円滑に実施するため、介護基盤整備に係る財政措置の充実を図ること。
- (2) 認定調査員、介護支援専門員、認定審査会委員等の確保、研修等について必要な措置を講じること。

2 介護保険制度の改善

良質な介護サービスの安定的な供給が図られるよう介護報酬単価は、離島の特性に十分配慮し、一層の嵩上げ措置を講じること。

第5 離島の交通・通信対策の強化

1 離島の燃油価格の高騰に関する緊急対策について

- (1) 道路特定財源の一般財源化にあたっては、揮発油税の地方道路財源充当部分を地方税化し、かつ離島において、減免することができるようにすること。
- (2) 石油製品価格差の効率的な解消対策の推進のため、離島にかかる石油製品価格プール制の導入、海上輸送を含めた製品搬送・配送の共同化等流通合理化など、あらゆる政策支援を実施すること。

2 離島航路の維持対策

- (1) 「海洋基本法」第20条「海上輸送の確保」及び第26条「離島の保全等」が同法の基本的施策と位置づけられたことに伴い、国は、国土の連続性確保の観点に立ち、「海上運送法」第2条第11項による「指定区間」の航路はもちろん、これまでの離島航路政策を全面的に見直し、すべての離島航路について、格段の整備を実現すること。
- (2) 離島航路を維持するため、離島航路就航船舶の建造等に係る新たな国庫補助制度を創設すること。
- (3) 離島航路に就航する船舶の建造を促進するため、鉄道建設・

運輸施設整備支援機構の融資金利の低減を図ること。

- (4) 離島航路の近代化を図るため、就航船舶の大型化、高速化、フェリー化に努めるとともに、離島航路運賃の低減措置を講じること。
- (5) 離島航路の経営及びバリアフリー化に係る財政措置について所要額の確保を図ること。
- (6) 今般の燃油価格の高騰により大幅な欠損が生じている離島航路事業の実情に照らし、離島航路補助について大幅な増額措置を講じること。

3 離島航空路の維持対策

- (1) 離島生活路線の維持対策について財政措置を拡充強化すること。
- (2) 悪天候における欠航の防止と安全運航確立を図るため、各種航行・進入援助施設の整備を拡充強化すること。
- (3) 離島住民の生活の安定と地域振興を図るため、小型飛行場の建設・地域航空交通（コミューター）システムの推進を図るとともに、高速交通化に対応したジェット機の就航可能な空港についても積極的に整備を図ること。
- (4) 特定離島航空路線の維持に係る財政措置について所要額の確保を図ること。

4 「離島空路整備法」(仮称)の制定

離島交通の基本的政策課題である離島航空路線の維持改善を図るため、既存航空路線の運航欠損及び航空機購入等補助を骨子とする「離島空路整備法」(仮称)を速やかに制定すること。

5 離島バス路線の維持対策の強化について

燃油価格の高騰により、離島のバス事業は経営困難となっていることから、離島バス路線維持対策を強化すること。

6 放置座礁船対策について

座礁船の船体撤去について、無保険等により地方公共団体がやむを得ずその費用を負担する場合があるが、全て国の責任において必要な措置を講じること。

7 通信網の整備

- (1) 離島におけるICT化を推進するため、光ファイバーケーブル網等の高度情報通信基盤を整備するとともに、離島全域での携帯電話等の移動通信サービスの早期実現と、サービスエリアの拡大を図ること。
- (2) 地上デジタル放送への完全移行に際しては、離島に新たな難

視聴地域が発生することのないよう、個々の実態を勘案し適切な措置を講じること。

7 離島の郵政サービスの確保

離島地域における郵政サービスが果たす役割を充分踏まえ、郵便事業のサービスの低下をきたすことのないよう必要な措置を講じること。

第6 離島の教育・文化施設の整備促進

1 公立文教施設等の整備

- (1) 離島における学校教育施設の整備拡充を図るため、事業量を確保するとともに、財政措置を充実すること。
- (2) 離島へき地教育を充実するため、学校統合に伴う遠距離通学及び寄宿舍管理運営に係る財政措置について所要額を確保すること。

2 伝統的文化の振興

離島地域における伝統的文化の保存・振興を図るため、財政措置の拡充強化を図ること。

第7 離島の生活環境等の改善強化

1 環境衛生施設等の整備等

- (1) 離島における環境衛生施設の整備を促進するため、し尿・廃棄物処理施設等各施設の整備事業に対する財政措置を充実するとともに、焼却灰を含む廃棄物島外搬送費についての特別措置を講じること。

また、ダイオキシン類排出削減対策についても、十分な財政措置を講じること。

- (2) 「特定家庭用機器再商品化法」(家電リサイクル法)等による「指定引取場所」を離島に設置するとともに、本土に比べ大幅に高額となる収集運搬費用等に対する財政支援措置を拡充すること。

また、「使用済自動車の再資源化等に関する法律」(自動車リサイクル法)と同様、リサイクル料金の前払い制度を導入すること。

- (3) 自動車リサイクル法が円滑に実施されるよう、拡大生産者責任を徹底し、離島地域等において、輸送による地域間格差が生じないように適切な措置を講じること。

- (4) 国内外からの海岸漂着物については、当該自治体と住民により収集処理が行なわれ、多大な財政負担が強いられていること

から、その処理経費に対して十分な財政措置を講じること。

2 生活用水等の確保

離島における生活用水の水量不足と水質悪化を改善するため、海底送水事業、海水淡水化事業、ダム建設事業等を積極的に推進すること。

3 離島のエネルギー対策

- (1) 離島におけるガソリン、軽油、重油、灯油、プロパンガス等石油製品の高価格実態を打開するため、輸送に係る補助制度を創設し、販売価格を本土並みに引き下げる対策を講じること。
- (2) 離島の有する自然的・地理的条件を生かした風力発電等の化石燃料に依存しないクリーン・ローカルエネルギー開発を推進すること。

第 8 離島の防災対策等の強化

1 消防体制の強化

離島の地理的条件を十分に考慮して、消防施設等整備事業に対する財政措置を充実強化すること。

2 総合防災対策の充実

離島における地震・津波・火山噴火等に対応するため、観測体制を強化するなど総合防災対策の充実を図ること。

3 災害復旧・復興の促進について

平成 17 年 3 月 20 日発生した福岡県西方沖地震により甚大な被害を被った福岡市玄界島、平成 17 年 2 月より帰島を開始した東京都三宅村住民に対し、生活・産業活動に必要な各種融資・財政支援等、引き続き十分な復旧・復興支援対策を実施すること。

第9 離島の農林漁業等振興対策の強化

1 漁業振興対策

- (1) 離島の漁業を存続させ水産食料の安定供給を図るため、燃油価格の高騰に対する必要な補填措置を講じること。
- (2) 離島の「水産基盤整備事業」に基づく漁港整備事業、漁港漁村整備事業、沿岸漁場整備開発事業、各種漁礁設置事業、藻場造成事業を積極的に促進すること。
- (3) 共同で漁業の再生に取り組む漁業集落に対して交付される「離島漁業再生支援交付金」制度の充実を図ること。
- (4) 漁業の円滑な操業を図るため、漁業権区域を厳守し、外国漁船の侵犯、国内漁船の違反操業に対する監視と取締り体制を強化すること。

2 農林業振興対策

- (1) 離島における農林業の振興のため、農林道の整備を促進するとともに、中山間地域等直接支払い制度について、その所要額確保を図ること。
- (2) 森林の持つ保水力、国土保全及び離島における災害防止並びに水資源の確保の観点から造林事業を積極的に推進すること。

3 都市と農山漁村の共生・対流

離島の優れた資源を活用した地場産業を育成するとともに、都

市と農山漁村の共生・対流を積極的に推進すること。

第10 奄美群島・小笠原諸島の振興開発特別措置法の延長

1 奄美群島・小笠原諸島の振興開発特別措置法の延長について

平成20年度に期限切れとなる奄美群島振興開発特別措置法並びに小笠原諸島振興開発特別措置法の2法について、当地域が寄与する国益の保全管理・増進を図るため、内容を充実して延長すること。

2 奄美群島・小笠原諸島の財政措置の充実強化

奄美群島・小笠原諸島の振興を図るため、交通・観光・産業基盤、生活環境施設等の整備を促進するとともに、自立的発展に向けた島づくりを進めていくための財政措置の充実強化を図ること。

